

広島県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成三十年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
大竹市小方町小方字安条山六四七番二地先から 大竹市小方町小方字安条山六四五番一地先まで	旧	二・二〇〇〇 七・〇〇〇〇	八二六・〇〇〇	
大竹市小方町小方字八丁四一〇一番一地先から 大竹市小方町小方字安条山六四七番一地先まで	旧	一七・〇〇〇〇 六七・〇〇〇〇	一四〇〇・〇〇〇	
大竹市小方町小方字八丁四一〇一番一地先から 大竹市小方町小方字安条山六四七番一地先まで	新	一七・〇〇〇〇 六七・〇〇〇〇	一四〇〇・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八二六・〇〇〇 メートル
大竹市小方町小方字安条山六四七番二地先から 大竹市小方町小方字安条山六〇七番一地先まで	新	一三・〇〇〇〇 六六・〇〇〇〇	六八〇・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一三七五・〇〇 メートル
	旧	四・五〇〇〇 一・〇〇〇〇	一四七二・〇〇〇	
		一三・〇〇〇〇 七〇・〇〇〇〇	六八〇・〇〇〇	

大竹市小方町小方字道源小屋四五一番一地从先
 から
 大竹市小方町小方字苦ノ坂西山三六七番二地
 先まで

新	旧
一・二・五〇〇 五三〇〇〇	一・五〇〇〇 一・二・五〇〇 五三〇〇〇
六二五〇〇	〇 一三〇六〇 六二五〇〇
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一四〇〇 〇メートル	